

令和6年能登半島地震

「富山市復旧・復興ロードマップ」

令和6年5月15日

富山市

- ①令和6年 5月15日策定
- ②令和6年 7月10日改訂
- ③令和6年10月 1日改訂

■ 基本方針

策定目的	p 1
「4つの柱」と取組の方向性	p 1
「4つの柱」と対応項目	p 2

I 住宅・暮らしの再建

1 住宅の復旧	p 3
2 被災者の生活再建	p 5
3 災害廃棄物の処理	p 8
4 液状化対策	p 9
5 被災者の健康管理	p 11

II 公共インフラの復旧

1 土木施設(道路・橋りょう等)の復旧	p 12
2 上下水道施設等の復旧	p 15
3 農林水産施設の復旧	p 17
4 その他公共施設の復旧	p 21

III 地域産業の復興

1 中小企業等の復興	p 23
2 観光業の復興	p 24

IV 地域防災力の強化

1 防災・減災計画の見直し	p 26
2 避難所運営体制の強化	p 28
3 地域コミュニティの復興支援	p 29

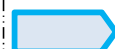
<凡例> ロードマップで使用する記号の意味は下記のとおり。



復旧・復興に向けた当面の取組(着手済み)



復旧・復興に向けた当面の取組(今後着手)



今後の災害に備えた取組_制度や機能の拡充・見直し等
(着手済み)



今後の災害に備えた取組_制度や機能の拡充・見直し等
(今後着手)

※ そのほか、実施を予定しているもの、必要に応じて実施するもの等は点線矢印で表記。



令和6年10月1日改訂箇所

■ 参考

現在の主な市の被災者支援一覧	p 30
----------------	------

策定目的

令和6年1月1日に発生した能登半島地震からの復旧・復興はまだまだ道半ばであり、全ての市民の生活再建、道路や漁港、農地等の生活・産業基盤の早期復旧、地域産業や地域コミュニティの復興に全市一丸となり取り組む必要があります。

このため、復旧・復興の全体像を「見える化」し、市民や市内企業・団体等と共有するため、今後、概ね3年間の取組の羅針盤とするロードマップを定め、力強い復興と都市の強靱化に繋げることをとするものです。

なお、復旧・復興にあたっては、国、県、市が連携した取組が必要不可欠であり、当ロードマップは「富山県復旧・復興ロードマップ」(令和6年3月策定)の考え方も参考に策定したものです。

また、当ロードマップは、予算措置の状況や、今後の取組の進捗や市民・地域ニーズにあわせ、柔軟に見直すことといたします。

「4つの柱」と取組の方向性

I 住宅・暮らしの 再建

市民生活の礎となる住宅と日常の暮らしについて、基礎自治体として市民に寄り添い、時宜を得た伴走型の支援を継続します。

特に、液状化の被害が市内各所で発生しており、被害が顕著であった地区等を対象に、国・県と連携を図り、地域住民の声を反映しながら、迅速かつ効果的な対策の検討を行うとともに、被災住宅の耐震化と復旧を支援します。

II 公共インフラの 復旧

土木施設、下水道施設、農林水産施設を中心に大きな被害を受けており、令和8年度末を目標に復旧を完了させるため、国・県と連携し迅速な対応を進めます。

また、長期的な復旧が必要な施設については、市民生活と企業活動への影響を極力抑えるため、関係者の声を十分に勘案し、復旧を進めます。

一方、今後の災害に備え、今回の被災を教訓に、引き続き耐震化等により、公共インフラの強靱化に取り組めます。

III 地域産業の 復興

本市の産業を支える、中小企業者等の生業の再建に向け、国・県と連携し、きめ細かな支援により、力強い復興に繋がります。

また、北陸新幹線の敦賀延伸等により、本市への注目は高まっており、国・県、JR等のキャンペーンにあわせ、本市内の観光コンテンツの魅力を最大限生かした誘客に繋がります。

IV 地域防災力の 強化

地域住民の避難行動等について十分に周知が図られていなかったことや、避難所の運営面での課題について、避難行動分析等を通じて検証し、地域防災計画の見直しの検討を含め、各地域の防災力を強化します。

また、今後の災害に備え、地域が主体的に考え、行動することで、地域防災力と地域コミュニティの強化が図られるよう、自主防災組織や町内会の取組を支援します。

「4つの柱」と対応項目

I 住宅・暮らしの再建

- 1 住宅の復旧
- 2 被災者の生活再建
- 3 災害廃棄物の処理
- 4 液状化対策
- 5 被災者の健康管理

II 公共インフラの復旧

- 1 土木施設(道路・橋りょう等)の復旧
- 2 上下水道施設等の復旧
- 3 農林水産施設の復旧
- 4 その他公共施設の復旧

III 地域産業の復興

- 1 中小企業等の復興
- 2 観光業の復興

IV 地域防災力の強化

- 1 防災・減災計画の見直し
- 2 避難所運営体制の強化
- 3 地域コミュニティの復興支援

1 住宅の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 被災した「半壊」以上の家屋を所有者に代わって解体する「公費解体」を令和6年度末を目標に完了させる。
- ・ 関係団体等と連携し、木造住宅の耐震化に向けた取組を一層推進する。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(1) 家屋の応急保全、解体撤去	①家屋の障害物の除去、ブルーシートの配布					営繕課
	②住宅の応急修理(市)				災害救助法適用に伴う支援	
		③被災家屋の公費解体撤去、または費用償還	状況に応じて期間の延長を検討		[申請受付] R6.4.16 ～ R7.3.31 ※申請期間延長 (～6.9.30 ⇒ ～R7.3.31)	廃棄物対策課
		※公費解体した家屋の固定資産税等の減免はP7参照				

1 住宅の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(2) 木造住宅耐震改修等支援	①旧耐震基準木造住宅の耐震改修支援				継続実施	居住政策課
		②旧耐震基準木造住宅の耐震改修設計支援			R6.7.1～	
		③【被災住宅の耐震化支援】 罹災証明(準半壊以上)の交付を受け、耐震性が不足する木造在来軸組工法の住宅の建替・耐震改修を支援				
		④【被災住宅の耐震化支援】 罹災証明(一部損壊)の交付を受け、耐震性が不足しており、一定以上の沈下・傾斜が生じた、木造在来軸組工法の住宅の建替・耐震改修を支援			R6.7.1～	
		⑤【被災住宅の復旧支援】 罹災証明(一部損壊以上)の交付を受け、一定以上の沈下・傾斜が生じた住宅の復旧を支援			R6.7.1～	
		⑥【宅地液状化等の復旧支援】 液状化被害を受けた宅地の復旧を支援 (ア)復旧工事 (イ)地盤改良工事 (ウ)傾斜修復工事			R6.7.1～	
		⑦木造住宅耐震化と液状化被害復旧セミナーの開催支援				

2 被災者の生活再建

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 災害見舞金・義援金、被災者生活再建支援金等の支援制度を周知し、円滑、迅速な支給により被災者の生活再建を支援する。
- ・ 国・県・市等の支援内容を、市の窓口・ホームページ、富山市公式LINE等を通じて、十分に周知する。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 弔慰金・見舞金・義援金	①災害弔慰金(死亡)、災害障害見舞金(負傷、疾病)					福祉政策課
	②災害見舞金(住宅全壊～一部損壊、重傷)					
	③災害義援金(住宅全壊～一部損壊、死亡・重傷)					生活支援課
(2) 被災者生活再建支援金	①被災者生活再建支援金(国制度、全壊～中規模半壊、解体・長期避難世帯) ※基礎支援金: <u>～R8.1.31</u> ※申請期間1年延長、加算支援金: ～R9.1.31				被災者生活再建支援法に伴う支援	福祉政策課
	②被災者生活再建支援金(県制度、半壊) ※加算支援金: ～R9.1.31					
	③被災者生活再建支援金(市独自制度、準半壊) ※加算支援金: ～R9.1.31					

2 被災者の生活再建

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(3) その他、生活再建に向けた支援	①被服、寝具その他生活必需品、学用品の支給				災害救助法適用に伴う支援	介護保険課、学校教育課
	②市営住宅(原則半年間、1年間まで延長可能)、賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅、2年間)の一時提供	入居済みの方については、住宅の復旧状況等により受入期間の延長を検討			賃貸型応急住宅は、災害救助法適用に伴う支援	市営住宅課
	③就学援助 住宅半壊以上の家庭の給食費・学用品費などの支援					学校教育課
	④災害援護資金貸付金				災害救助法適用に伴う支援	福祉政策課
	⑤特別法律相談会					市民協働相談課
	⑥富山市外国人ワンストップ相談窓口				継続実施	文化国際課

2 被災者の生活再建

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(4) 保険料、利用料、 公共料金の 減額・減免等	①上下水道料金の減額	復旧関連の使用は 4月以降も対応				上下 水道局 料金課
	②介護保険料、介護サービス利用料の減免					介護 保険課
	③国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免					保険 年金課
	④公立・私立の保育料、給食費、時間外保育料 及び一時預かり保育料の軽減措置	状況に応じて 期間の延長を検討				こども 保育課
	⑤障害福祉サービスの利用者負担の軽減等					障害 福祉課、 こども 健康課
	⑥市税の申告・納付等の期限の延長 (法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税)					市民税 課、 納税課
	⑦固定資産税等の減免 (R5年度4期分のみ)	⑦公費解体した家屋の固定資産税、都市計画税の減免 (R6年度3期分～R7年度分のうち、解体後に到来する納期分)				資産税 課
	⑧建築確認申請等の手数料免除 (半壊以上で滅失または破損のため 建築する建築物、建築設備、工作物)	状況に応じて 期間の延長を検討				建築 指導課
	⑨危険物施設の設置・変更許可申請に係る 手数料免除(被災した危険物施設)	状況に応じて 期間の延長を検討				消防局 予防課

3 災害廃棄物の処理

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 今後の災害に備えるため、本市における災害ごみの収集、倒壊・破損ブロック塀の処理等に加え、近隣自治体の取組内容を検証し、民間事業者・団体等との連携強化を含め、処理体制の充実を図る。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 災害ごみの処理	①災害ごみの収集 通常の収集体制で対応					環境 センター 業務課
	②倒壊・破損ブロック塀の 収集					環境 センター 管理課
	③ブロック塀処理相当額の 補助					廃棄物 対策課

4 液状化対策

概ね3年間で達成すべき目標

- ・国・県との連携により液状化防止対策のノウハウを蓄積し、地域住民と共有しながら、今後の大規模地震に伴い発生し得る液状化被害を防止するための検討や支援を行う。
- ・被災住宅の耐震化・復旧を支援する補助金について、市独自制度の創設を含め、必要な予算を確保した上で、支援制度を周知する。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(1) 宅地と道路等の 一体的な液状化 防止対策	①被災状況把握、 国・県等と連携した液状化防止対策の情報収集、 地域住民等への共有					建設 政策課
	②【宅地の液状化による変動予測調査】 地盤調査、液状化リスクの整理、 対策の必要性・実施可能性、 工法等の検討 ⇒ 令和6年内を目途に、調査結果等を地域住民に説明		地域住民との 合意形成等			
			③【宅地と道路等の一体的な液状化防止対策 (宅地液状化防止事業)】 ■ 調査結果等により対策の必要性、 実施可能性等が認められ、 地域住民との合意形成が図られた場合に実施。		対策期間 は未定	

4 液状化対策

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(2) 被災住宅の 耐震化・復旧 支援		①【被災住宅の耐震化支援】 罹災証明(準半壊以上)の交付を受け、 耐震性が不足する木造在来軸組工法の住宅の 建替・耐震改修を支援			(再掲)	居住 政策課
		②【被災住宅の耐震化支援】 罹災証明(一部損壊)の交付を受け、 耐震性が不足しており、 一定以上の沈下・傾斜が生じた、 木造在来軸組工法の住宅の建替・耐震改修を支援			(再掲) R6.7.1～	
		③【被災住宅の復旧支援】 罹災証明(一部損壊以上)の交付を受け、 一定以上の沈下・傾斜が生じた住宅の 復旧を支援			(再掲) R6.7.1～	
		④【宅地液状化等の復旧支援】 液状化被害を受けた宅地の復旧を支援 (ア)復旧工事 (イ)地盤改良工事 (ウ)傾斜修復工事			(再掲) R6.7.1～	
		⑤木造住宅耐震化と 液状化被害復旧セミナーの開催支援			(再掲)	

5 被災者の健康管理

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 基礎自治体として市民に寄り添い、専門職による心のケア等の健康管理を行う。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(1) 市内小中学校における心のケア	①スクールカウンセラー 臨床心理士の派遣	以降は、通常の 派遣体制で対応				学校教育課

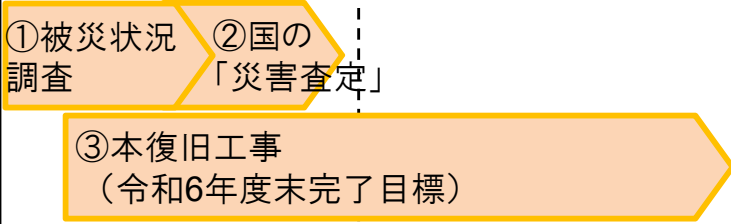
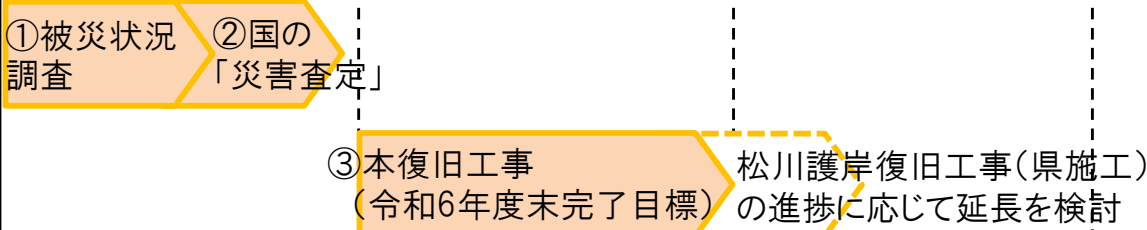
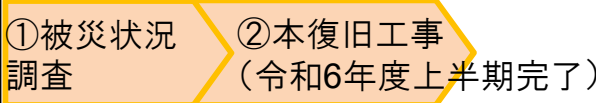
1 土木施設(道路・橋りょう等)の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 令和7年度末を目標に、被災した道路・橋りょう・公園等の復旧を完了させる。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 道路、橋りょう、公園の復旧	【市道(約200箇所)】 ①被災状況調査 ②応急対応 ③国の「災害査定」 ④本復旧工事 (令和7年度末完了目標)					道路 河川 管理課
	【松川沿い市道(安住橋～宮下橋付近)】 ①被災状況調査 ②応急対応 ③国の「災害査定」 ④本復旧工事 (令和6年6月末完了)				R6.6.28 完了	道路 整備課
	【塩倉橋】 ①被災状況調査 ②応急対応 ③国の「災害査定」 ④本復旧工事 (令和6年度末完了目標)					道路 構造 保全 対策課

1 土木施設(道路・橋りょう等)の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 道路、橋りょう、公園の復旧	【城址公園】 					公園 緑地課
	【松川公園】 					
	【城山公園(ファミリーパーク)外6公園】 				R6.4.30 完了	

1 土木施設(道路・橋りょう等)の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(2) 市営住宅の復旧	①被災市営住宅等の修繕 (宮ヶ島団地外20団地)					市営住宅課
(3) 法定外公共物の復旧	①被災状況調査					道路河川管理課
	②応急対応					
	③本復旧工事 (令和7年度末完了目標)					
(4) 宅地と道路等の 一体的な液状化 防止対策	Ⅰ 住宅・暮らしの再建 — 4 液状化対策 のとおり					

2 上下水道施設等の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 令和7年度末を目標に、被災した下水道施設の復旧を完了させる。
- ・ 第2次富山市上下水道事業中長期ビジョン(H29～R8年度)等に基づき、国の支援を活用しながら、上下水道施設の耐震化を推進する。(配水幹線及び配水幹線と救急告示医療機関や避難所を連絡する管路、下水道施設等の耐震化)
- ・ 令和6年度末を目標に、被災した農業集落排水施設の復旧を完了させる。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 水道施設の 復旧・耐震化	①水道施設の復旧					上下 水道局 水道課
	②水道施設の耐震化の推進 ※第2次富山市上下水道事業中長期ビジョン(H29～R8年度)に基づき、計画的に実施					
(2) 下水道施設の 復旧・耐震化	①被災状況調査					上下 水道局 下水道課
	②国の「災害査定」	③本復旧工事 (令和7年度末完了目標)				
	④下水道施設の耐震化の推進 ※下水道施設の改築に合わせた耐震化の実施					

2 上下水道施設等の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(3) 農業集落 排水施設の 復旧	①被災状況調査 ②応急対応	③国の「災害査定」 ④本復旧工事 (令和6年度末完了目標)				農村整備課

3 農林水産施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 令和6年度末を目標に、被災した農業者の農業用施設や機械、漁業者等の漁具の復旧を完了させる。
- ・ 令和8年度末を目標に、被災した農地や農業用水利施設、林道や林業施設、民家付近の山地等の復旧を完了させる。
- ・ 令和8年度末を目標に、被災した漁港施設、共同利用施設等の復旧を完了させる。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(1) 農地や 農業用水利施設 等の復旧	①被災状況調査					農村 整備課、 農地 林務課
	②応急対応 (応急復旧工事等)		必要に応じて延長			
		③国の 「災害査定」				
		④本復旧工事 (令和8年度末完了目標)				

3 農林水産施設の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(2) 農業用施設や機械等の再建	①被災状況調査					農業水産課、 農業振興課
	②復旧や対策の検討、支援事業の情報提供					
		③【被災産地農業用施設支援事業】(対象:農協等) 共同利用施設(乾燥施設、育苗施設等)の復旧支援				
		④【被災農業者施設等支援事業】(対象:被災農業者等) 農業用施設や機械等の復旧支援				
(3) 林道や林業施設等の復旧	①被災状況調査					農地 林務課
	②応急対応					
		③国の「災害査定」		必要に応じて延長		
		④本復旧工事 (令和8年度末完了目標)				

3 農林水産施設の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(4) 法面崩壊箇所の復旧(治山関係)	①被災状況調査					農地 林務課
	②測量設計					
		③本復旧工事 (令和8年度末完了目標)				
(5) 漁港施設等の復旧	①被災状況調査					農業 水産課
	②応急対応					
	③国の「災害査定」	④本復旧工事 (令和8年度末完了目標)				

3 農林水産施設の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(6) 漁港共同利用 施設等の 復旧支援	①被災状況調査					農業 水産課
	②応急対応 (水橋漁港仮荷捌き所整備支援)					
		③国の「災害査定」				
		④【四方漁港、岩瀬船溜まり、水橋漁港】 施設復旧事業(令和8年度未完了目標)			【四方漁港】 R6.8.8 完了	
(7) 漁具の復旧支援	①応急対応 (ホタルイカ定置網)	②漁具の復旧支援				農業 水産課

4 その他公共施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 令和6年度の早期を目標に、被災した公共施設の復旧を完了させる。
- ・ 今後の災害に備えるため、指定避難所であるオーバード・ホール、芸術創造センター、総合体育館等の特定天井の改修を計画的に行い、防災拠点としての機能を高める。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 文教施設の復旧	①オーバード・ホール 災害復旧	オーバード・ホール 特定天井改修(設計)	オーバード・ホール 特定天井改修(工事) ※休館: R7.11月～R9.10月		災害復旧 R6.5.31 完了	文化 国際課
	②芸術創造センター 災害復旧	芸術創造センター 特定天井改修工事			災害復旧 R6.6.14 完了	
	③学校施設 災害復旧					学校 施設課
	④旧森家住宅耐震補強 実施設計・土蔵耐震補強工事		旧森家住宅耐震補強 主屋耐震補強工事			生涯 学習課
	⑤民俗民芸村(売薬資料館等) 災害復旧					民俗 民芸村 管理 センター

4 その他公共施設の復旧

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(2) スポーツ施設の 復旧	①市民プール 災害復旧	②東富山温水プール 点検	④総合体育館 特定天井改修(工事)		【市民プール】 R6.3.29 完了 【八尾スポーツア リーナ】 R6.6.28 完了	スポーツ 健康課
		③八尾スポーツアリーナ 災害復旧				
(3) その他施設の 復旧	①呉羽ハイツ 応急対応、仮復旧工事				R6.5.10～ 一部営業再開 (※多目的ホール を除く) R6.9.1～ 多目的ホール 営業再開	商工 労政課
	呉羽ハイツ 浄化槽本設工事					
	呉羽ハイツ 崩壊斜面本復旧工事					
	②岩瀬カナル会館、富山国際会議場、春日温泉(源泉設備)等 応急対応、復旧工事				【春日温泉】 R6.2.22 完了	コンベン ション・ 薬業 物産課、 観光 政策課
	③本庁舎、婦中・八尾行政サービスセンター、大沢野会館別館等 災害復旧				【婦中・八尾】 R6.6.19 完了 【大沢野】 R6.4.19 完了	管財課

1 中小企業等の復興

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 市の融資制度や助成金、国・県の支援メニューの活用を促すため、中小企業経営相談員による継続的な経営相談等により、各種制度を周知し、適切で効果的な支援に繋げる。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 被災状況に応じた相談体制の構築と、市の融資・助成金等による支援	①被災状況の把握 中小企業景況調査(4半期毎)など					商工 労政課
	②中小企業経営相談員による経営相談 被害や経営状況に応じて、市の融資や国・県等の支援メニューの活用を促す。 (富山県なりわい再建支援補助金等)				継続事業	
	③経営安定資金・災害枠の融資		災害時に利用しやすい融資制度の検討(継続)		継続事業	
	④工場等の移設に係る助成金 用地建物設備取得助成金、企業立地拡充助成金等				継続事業	企業 立地課
		⑤企業支援講演会(事業継続力の強化等)の開催				
(2) 国・県の支援メニューの活用支援等	①(国)小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の申請に必要となる被害の証明書等の発行		状況に応じて延長を検討			商工 労政課
	②(県)富山県商店街災害復旧等事業補助金の申請に必要となる支援表明書の発行		状況に応じて延長を検討			

2 観光業の復興

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 地震による風評被害や旅行自粛を払拭し、旅行者が安心して観光を楽しめる受入環境を整える。
- ・ 北陸新幹線の敦賀延伸、国・県の誘客キャンペーン、JRの北陸ディスティネーションキャンペーン、大阪・関西万博などを契機として、本市内の観光コンテンツの魅力を最大限生かし、国内やインバウンドの誘客に繋げる。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 観光需要の回復に向けた取組						観光政策課

2 観光業の復興

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備考	担当課
(2) コンベンション誘致やその他の取組	①コンベンション、合宿、スポーツ大会等の開催補助金による、交流人口の拡大(継続) ※R6新規:市内文化・スポーツ団体が合宿・大会等を誘致した際の奨励金の支給、 富山ならではの体験プログラムの体験料助成					コンベンション・ 薬業 物産課
		②富山デザインフェアでの「輪島塗」PRコーナー設置、 大阪駅観光物産展での「輪島塗」等の伝統工芸品のPR				

1 防災・減災計画の見直し

概ね3年間で達成すべき目標

- ・地域住民の避難行動等について十分に周知が図られていなかったことや、避難所の運営面での課題について、避難行動分析等を通じて検証する。
- ・能登半島地震の検証結果を踏まえ、市地域防災計画等の見直しや検討を進める。
- ・今後の大規模災害に対応できるよう市民の防災意識の高揚を図る。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 能登半島地震 への対応の検証	①【計画の検証・見直し】 地域防災計画やBCP(業務継続計画)の 検証・見直し		防災基本計画や富山県地域防災計画 の見直しを踏まえた運用と随時見直し			防災 危機 管理課
	②【企業・団体との連携強化】 企業・団体等との意 見交換会の実施		民間企業等連携啓発 事業の実施	企業・団体等との災害協定締結の拡充、 内容の見直し		
	③【備蓄物資についての検討】 備蓄場所(分散備蓄)や輸送手順の検討		備蓄物資について、随時見直し・検討			

1 防災・減災計画の見直し

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(2) 市民に対する 防災啓発の 充実・強化		①【ハザードマップ関連】 「富山市防災の手引き」の 作成・配布、 津波ハザードマップの再配布 (沿岸地域)			各種ハザードマップの 継続的な周知・啓発	防災 危機 管理課
		②【防災啓発】 全自治振興会での 防災啓発事業の実施 (計13回実施、 富山県防災士会との連携事業)			出前講座やホームページ、 広報番組や広報誌による 防災啓発の実施	
		③【地域特性に応じた市民の避難行動の推進】 避難行動分析調査			地域特性に応じた、 防災施策の立案・市民への防災啓発	

2 避難所運営体制の強化

概ね3年間で達成すべき目標

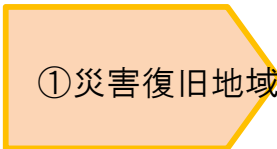
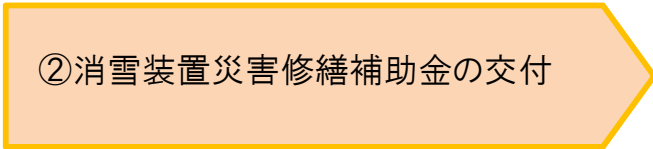
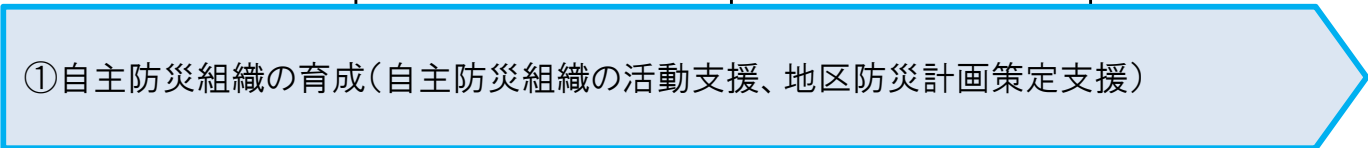
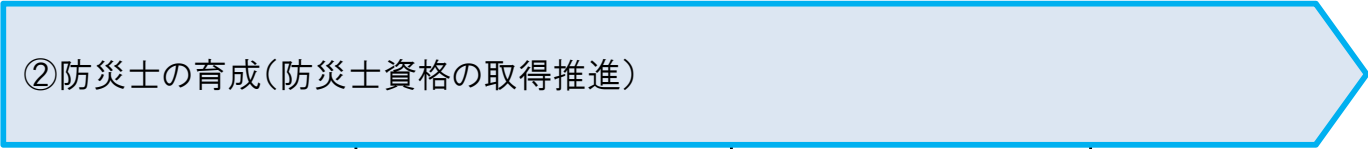
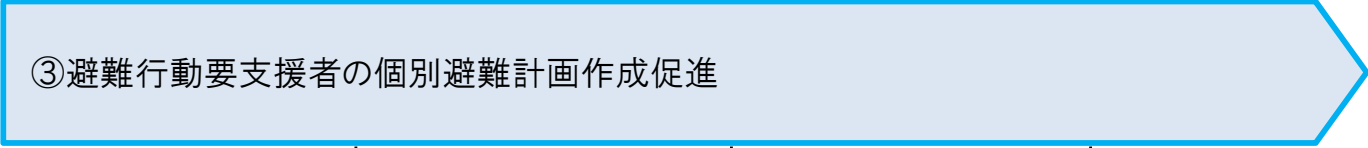
- ・ 平時から、地域住民や関係機関との連携・協力を図り、機能的な避難所運営体制を構築する。
- ・ 地震発生後に迅速に避難所を開設できるよう、ハード、ソフトの両面から避難所運営体制を強化する。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 避難所開設・運営体制の強化	①避難所開設・運営訓練 ※各年度、3地区程度で実施 (迅速な開設体制の確保、小中学校や自治振興会との連携強化、避難者支援体制の強化) ②発災時の迅速な避難所開設体制の強化 ハード・ソフト両面から、施設開錠方法等を検討					防災危機管理課
(2) 備蓄物資供給体制の検証	①企業・団体等との意見交換会の実施 ②備蓄場所(分散備蓄)や輸送手順の検討	民間企業等連携啓発事業の実施	企業・団体等との災害協定締結の拡充、内容の見直し 備蓄物資について、随時見直し・検討		(再掲)	防災危機管理課

3 地域コミュニティの復興支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・ 今後の災害に備え、地域が主体的に考え、行動することで、地域防災力と地域コミュニティの強化が図られるよう、自主防災組織や町内会の取組を支援する。

ロードマップ	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	備 考	担当課
(1) 災害復旧に関する町内会等の支援	 ①災害復旧地域活動支援金の交付					地域 コミュニ ティ 推進課、 道路 河川 管理課
(2) 自助・共助の取組推進	 ②消雪装置災害修繕補助金の交付					
	 ①自主防災組織の育成(自主防災組織の活動支援、地区防災計画策定支援)					防災 危機 管理課
	 ②防災士の育成(防災士資格の取得推進)					
	 ③避難行動要支援者の個別避難計画作成促進					

(参考)現在の主な市の被災者支援一覧

※1 詳しくは問合せ先までご連絡ください。

最新情報は、市ホームページに掲載していますので、右の二次元コードからご確認ください。

※2 令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の受付は災害発生の日から13か月以内となります。



市ホームページ

1. 住宅の復旧

	項目	内容	支援金額等	罹災証明 必要有無	期間 (見込)	問合せ先
(1)	住宅の応急修理	住宅の屋根や床、外壁、基礎、窓、トイレ等、日常生活において必要不可欠な部分に使用できない程の被害を受け、自らの資力で応急修理ができない場合に、市が最小限の応急修理を行います。	【工事費用限度額】 半壊以上:706千円 準半壊:343千円	必要 [準半壊以上]	～ R6.12.31	営繕課 Tel443-2095
(2)	被災家屋公費解体撤去、費用償還	個人、中小企業者の家屋を、所有者の申請により、市が所有者に代わって解体・撤去を行います。 また、市が公費解体を実施する前に、自費で解体・撤去した所有者に、市が費用を償還します。		必要 [半壊以上]	[申請受付] R6.4.16 ～ R7.3.31 ※申請期間延長 (～R6.9.30 ⇒ ～R7.3.31)	廃棄物対策課 Tel443-2178
(3)	木造住宅耐震改修等支援	旧耐震基準で建てられた一戸建ての木造住宅の耐震改修や危険なブロック塀等の建替・撤去を支援します。	①耐震改修:4/5補助、上限1,000千円 (まちなか・公共交通沿線は+300千円) ②ブロック塀建替え・撤去:2/3補助、 上限150千円(建替え)、 100千円(撤去)	不要	-	居住政策課 Tel443-2112
(4)	木造住宅耐震改修等支援(設計)	旧耐震基準で建てられた一戸建ての木造住宅の耐震改修に向けた設計費の一部を支援します。	耐震設計:2/3補助、上限200千円	不要	R6.7.1～	居住政策課 Tel443-2112

1. 住宅の復旧

	項目	内容	支援金額等	罹災証明 必要有無	期間 (見込)	問合せ先
(5)	被災住宅の耐震化支援（準半壊以上）	罹災証明（準半壊以上）の交付を受け、耐震性が不足する木造在来軸組工法の住宅の建替・耐震改修を支援します。	現地での建替・耐震改修に要する経費の4/5を補助 (上限1,200千円)	必要 [準半壊以上]	R6.4.1～	居住政策課 Tel 443-2112
(6)	被災住宅の耐震化支援（一部損壊）	罹災証明（一部損壊）の交付を受け、耐震性が不足する木造在来軸組工法の住宅の建替・耐震改修を支援します。 (その他一定の要件あり)	現地での建替・耐震改修に要する経費の4/5を補助 (上限1,200千円)	必要 [一部損壊]	R6.7.1～	居住政策課 Tel 443-2112
(7)	被災住宅の復旧支援	罹災証明（一部損壊以上）の交付を受け、一定の沈下傾斜が生じた住宅の復旧を支援します。	基礎補強工事、沈下傾斜対策工事等に要する経費の10/10を補助 (上限300千円)	必要 [一部損壊以上]	R6.7.1～	居住政策課 Tel 443-2112
(8)	宅地液状化等の復旧支援	液状化被害を受けた宅地の復旧を支援します。 (ア) 復旧工事 (イ) 地盤改良工事 (ウ) 傾斜修復工事 (一部損壊の場合はその他一定の要件あり)	液状化被害を受けた宅地の復旧等工事費の2/3を補助 (ただし工事費から500千円を控除。 工事費上限12,000千円、補助金上限7,666千円)	必要 [一部損壊以上]	R6.7.1～	居住政策課 Tel 443-2112

2. 被災者の生活再建

	項目	内容	支援金額等	罹災証明 必要有無	期間 (見込)	問合せ先
(1)	災害弔慰金	災害により、死亡された方(市民)の遺族に弔慰金を支給します。	死亡(生計維持者):5,000千円、 死亡(その他):2,500千円	不要	-	福祉政策課 Tel 443-2164
(2)	災害障害見舞金	災害により、負傷又は疾病で精神又は身体に著しい障害を負った方に見舞金を支給します。	障害(生計維持者):2,500千円、 障害(その他):1,250千円	不要	-	福祉政策課 Tel 443-2164
(3)	災害見舞金	災害により、住宅被害や人的被害を受けた世帯に見舞金を支給します。	全壊:100千円、半壊:50千円、 準半壊:30千円、一部損壊:10千円、 重傷:30千円	必要 [一部損壊 以上]	-	福祉政策課 Tel 443-2164
(4)	災害義援金	被災された市民への義援金を募集し、配分します。	【第1次配分】 全壊:市180千円、県600千円、 半壊:市45千円、県150千円 等被災状況により 【第2次配分】 全壊:県600千円、半壊:県150千円 等被災状況により	必要 [一部損壊 以上]	[申請受付] ~ R6.12.27	生活支援課 Tel 443-2244
(5)	被災者生活再建支援金	住家が準半壊以上の被害を受けた世帯等に支援金を支給します。	全壊、解体、長期避難:上限3,000千円、 大規模半壊:上限2,500千円、 中規模半壊:上限1,000千円、 準半壊:上限500千円	必要 [準半壊以上]	[申請受付] 基礎支援金 ~R8.1.31、 加算支援金 ~R9.1.31	福祉政策課 Tel 443-2164
(6)	災害援護資金貸付金	災害により、世帯主が負傷、または住家や家財に被害を受けた世帯に、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行います。	貸付上限額:3,500千円 (世帯主の負傷の有無、被害の程度、全壊、半壊による。所得制限あり)	住家被害 必要 [半壊以上]	[申請受付] ~ R7.3.31	福祉政策課 Tel 443-2164
(7)	市営住宅、賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅)の一時提供	災害により住宅に被害を受け、避難を必要とする方に、一時的な避難先として市営住宅等を提供します。 ①市営住宅:原則半年間、1年間まで延長可能 ②賃貸型応急住宅:2年間		必要 [原則半壊 以上]	[申請受付] ~ R6.12.27	市営住宅課 Tel 443-2097

2. 被災者の生活再建

	項目	内容	支援金額等	罹災証明 必要有無	期間 (見込)	問合せ先
(8)	就学援助	災害により、住宅が被害を受け、経済的に困窮されているご家庭の負担軽減を図るため、給食費や学用品費など、小・中学生の就学に必要な費用の一部を援助します。		必要 [半壊以上]	～ R7.3.31	学校教育課 Tel443-2134
(9)	富山市外国人ワンストップ相談窓口	富山市民国際交流協会「富山市外国人ワンストップ相談窓口」で相談に対応します。(随時)		不要	-	富山市民 国際交流協会 Tel444-0642
(10)	公費解体した家屋の固定資産税等の減免	公費解体した家屋の固定資産税、都市計画税の減免を受けられます。 ※令和6年度3期分～令和7年度分のうち、解体後に到来する納期分		不要	R6年度3期分 ～R7年度分	資産税課 Tel443-2035
(11)	介護保険料、介護サービスに係る利用料の減免	災害により住家等の財産に被害を受けた方について、介護保険料や介護サービス費等の利用者負担額の減免を受けられる場合があります。		[保険料] 必要 [利用料] 不要	[保険料] ～R7.3.31 [利用料] ～R6.12.31	介護保険課 Tel443-2043
(12)	国民健康保険料の減免等	災害により住宅等に被害を受けた被保険者の方は、保険料の減免・免除や、窓口支払い(一部負担金)の猶予・免除を受けられる場合があります。		必要	[保険料] ～R7.3.31 [窓口支払い] ～R6.12.31	保険年金課 [保険料] Tel443-2065 [窓口支払い] Tel443-2064
(13)	後期高齢者医療保険料の減免等	災害により住宅等に被害を受けた被保険者の方は、後期高齢者医療保険料を減免できる場合があります。 また、災害により被害を受けた被保険者の方は、医療機関に受診の際の窓口支払い(一部負担金)が猶予・免除となる場合があります。		必要	[保険料] ～R7.3.31 [窓口支払い] ～R6.12.31	富山県後期高齢者医療広域連合 [保険料] Tel465-7503 [窓口支払い] Tel465-7502 保険年金課 Tel443-2063
(14)	国民年金保険料の免除	災害により被害を受けた方は、国民年金保険料について、免除になる場合があります。		必要	～ R7.6.30	富山年金事務所 Tel441-3926 保険年金課 Tel443-2067

2. 被災者の生活再建

	項目	内容	支援金額等	罹災証明 必要有無	期間 (見込)	問合せ先
(15)	障害福祉サービスの利用者負担の軽減等	災害により被災された方は、申請により障害福祉サービス等の利用者負担が猶予・免除となる場合があります。		必要	～ R7.3.31	障害福祉課 Tel443-2254 こども健康課 Tel443-2279
(16)	保育料・給食費等の減免	公立・私立の保育料、給食費、時間外保育料及び一時預かり保育料を軽減できる場合があります。		必要 [準半壊以上]	当面の間	こども保育課 Tel443-2165
(17)	放課後児童クラブ利用料の支援	被災した登録児童に係る放課後児童クラブ利用料を返金又は減免した放課後児童クラブに、補助金を交付します。	補助率:国1/3、県1/3、市1/3、 月額最大280千円/支援単位	不要	当面の間	こども支援課 Tel443-2204
(18)	水道料金等の減額	災害により被害を受け、水道水を大量に使用された方の水道料金等を減額できる場合があります。		不要	当面の間	上下水道局 料金課 Tel432-8513
(19)	建築確認申請等の手数料免除	災害により滅失又は破損のため建築する建築物、建築設備、工作物に係る手数料について手数料相当額を免除します。		必要 [半壊以上]	～ R7.3.31	建築指導課 Tel443-2107
(20)	危険物施設の設置・変更許可申請に係る手数料の免除	被災した危険物施設について、消防法第11条の規定による危険物施設の設置・変更許可申請の手数料を免除します。		不要	～ R7.3.31	消防局予防課 Tel493-4871

3. その他の支援

	項目	内容	支援金額等	罹災証明 必要有無	期間 (見込)	問合せ先
(1)	消雪装置災害修繕 補助金	町内会等が管理する消雪装置のうち、地震で損傷したものについて、修繕費用の一部を補助します。	1/2補助、上限2,500千円、5,000千円 (市道への敷設延長による)	不要	～ R7.3.31	道路河川 管理課 Tel 443-2092
(2)	経営安定資金・ 災害枠	災害により被害を受けた事業の用に直接供する建物、機械器具等を市内に新たに設置し、又は修繕するために要する資金、または災害からの復旧に要する運転資金について、融資を行います。	融資限度額25,000千円 融資利率年1.75%(市助成率0.80%) →実質利率 年0.95%	罹災証明書または被災届出 証明書	～ R6.12.31	商工労政課 Tel 443-2070
(3)	被災産地農業用施設 支援	農業者の組織する団体(農業協同組合等)を対象に、被災した共同利用施設の修繕費を支援します。	国・県・市 補助率:国1/2、県1/10、市1/10	必要	～ R7.3.31	農業水産課 Tel 443-2083
(4)	被災農業者施設等 支援	農業者の生産・加工に必要な農業用施設や機械の再建・修繕等により営農を再開する農業者を支援します。	国・県 補助率:国1/2以内、県1/4以内	必要	[申請受付] ～ R6.11.29 [交付] R6.10 ～ R7.3.31	農業水産課 Tel 443-2083